



「五感」で描く国と地方の将来

これまでのキャリアをふりかえって

旧自治省の門を叩いてから24年、私は、国と地方、海外の間を4往復しました。国、地方、海外を問わず、多くのポジションにおいて、自分の目の前にあるテーマについて高い壁を感じ、悩んできましたが、そのテーマに正面から向き合い、壁を乗り越えていくことが自分の次なる挑戦に向けたエクスパティーズとエネルギーになり、また地方自治の持つ更なる可能性への確信となってきたように思います。これが、総務省のキャリアパスについての自分なりの理解です。

総務省において、私は、国と地方の関係の見直しや地方自治制度改革に一貫して携わってきましたが、仕事に臨むに当たって、自分の思索を豊かにし、視野を立体的にしてくれているのは、まさにこうした経験であり、また、同じく実際に様々なバックグラウンドを持つ同僚との議論です。

自分が何のために仕事をしているのか、その原点を忘れることはありません。

1993-1995 熊本県地方課・財政課

「現場を見る」ことから初めよ、という伝統のコース。これまで生きてきた世界の狭さを知る。— 新入職員として県庁の諸先輩や市町村研修生と昼夜分かたず話し、感じたことはその後の仕事の際にも常に振り返るポイント。期せずして20年余を経て、熊本地震発災直後、大きな被害を受けた南阿蘇村の支援に入った際、この人間関係こそが、混乱の中で多くの懸案を円滑に進める要素となる。



■2015-2016 自治行政局公務員部給与能率推進室長 2016-現職 自治行政局行政経営支援室長

約340万人の公務員の81%が地方公務員。厳しい財政状況の中、地方公務員数は22年間連続で減少しているが、少子高齢化等によって求められるサービスは増加し、その提供体制の確保は今後の大きなテーマ。公務員部では、地方公務員の給与に地域の民間給与の水準が的確に反映されるよう助言を行うとともに、公務を担うのにふさわしい人材が確保されるよう人事評価制度の導入を推進。現職では、最近の民間のサービスの進化を踏まえて、従来行われてきた単純定型業務以外の分野への民間委託のための環境整備を進め、また、民間委託が困難な分野においては地方独立行政法人の活用を検討するなど、新たな手法の可能性を拓くことに注力。

■2011-2013 山梨県総務部長

事務レベルの要として、人事、予算、議会対応等の総務部所管事項のほか、各部局だけでなく県庁組織全体で対応する必要がある懸案事項全てに責任を負う。とりわけ、「長年の県政課題の解決」という困難への挑戦を敢えて掲げる横内知事の意向を受け、放置すれば県民負担を増加させる施設・組織の県費投入による廃止、長年回収困難な貸付けの債権譲渡・損切りによる処理等、数多くの懸案処理を主導、利害関係者の説得はもちろんのこと、議会の理解や世論の肯定的な評価が得られるよう細心の注意を払った。

■2009-2011 自治行政局行政課企画官兼大都市制度専門官

3次にわたる勧告の立案を終えての行政課勤務では「地域主権改革」として地方自治法の抜本的な見直しの議論に対応。また、国と地方の関係について、今度は、一部の団体が違法行為を確信的に行う事案への対応が求められ、地方に対する違法確認訴訟を国が提起することができるとして制度の設計に携わる。

■2006-2007 自治行政局行政課課長補佐

2007-2009 内閣府地方分権改革推進委員会事務局参事官補佐

帰京すると、「三位一体の改革」を経て、地方の自由度を高めることを求める声が高まり、国と地方の関係の見直しの議論は新たなステージを迎えていた。「地方分権改革推進法」の立案に携わり、法成立後は内閣府に設置された地方分権改革推進委員会の事務局に出向。委員とともに、第2次地方分権改革の柱となる「平成の合併」を経た市町村への権限移譲や、あらゆる分野に網の目のように存在する国の法令による地方への義務付け・枠付けの見直しの設計に携わる。

■2002-2006 大分県行政企画課長 他

「一村一品」運動で知られ、24年間続いた平松知事から廣瀬知事への交替に伴い、県の政策・組織の抜本的な見直し、行財政改革プランの実行に責任者として取り組む困難を極め、出先機関を半減させる改革では、「総論賛成・各論反対」が相次ぐ中、行財政改革と新政策の展開、全体の原則論と個別の現場主義という一見相反する視点をいずれも徹底することが完遂に至るポイントとなる。今でも、昨今数多い「改革」モノに対する、自分なりの視座の一つになっている。

■2001-2002 消防庁 予防課課長補佐

帰国後、初の課長補佐として政策立案の中心に。消防法は建築物等に消防設備の設置を国民に義務付ける規制法としての側面を持つ。歌舞伎町ビル火災(44名死亡)を踏まえて、直ちに消防法改正を立案。違反が数多く報告される中、点検制度を導入し、命令違反に対して罰金を最大1億円に引き上げ、両罰規定を導入する等、違反是正を徹底。

■1998-2001 在ヨルダントラニティ大使館二等書記官

アラブ諸国の一員でありつつ、イスラエルと和平条約を締結するヨルダントラニティ王国。中東和平に対する日本の貢献が問われる中で、枢要な役割を果たすこの国への経済協力を担当。和平プロセスの加速、パレスチナ難民問題などを経済協力に織り込み、国連経済制裁下のイラクにも活動範囲を広げる。王室・政府幹部や現地外交界に知己を広げ、日本がどう見られているのか知るとともに、異なるバックグラウンドを持つ者の間での議論の流儀を学ぶ。



■1995-1997 大臣官房総務課、行政局行政課

国会連絡業務を担当し、「地方分権推進法」成立(1996年5月)後に、行政課に配属。機関委任事務制度廃止後の国と地方の関係の議論に参画。一方、不正経理事件を契機に、外部監査制度を導入する地方自治法改正案を立案。諸先輩の水準の高い議論や内閣法制局による厳しい法令審査で大いに刺激を受ける。

